

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成30年7月2日
【会社名】	岡山県貨物運送株式会社
【英訳名】	Okayamaken Freight Transportation Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 俊夫
【本店の所在の場所】	岡山市北区清心町4番31号
【電話番号】	(086)252-2111
【事務連絡者氏名】	取締役 総務部長 荒田 治通
【最寄りの連絡場所】	広島市中区光南6丁目1番16号
【電話番号】	(082)243-8111
【事務連絡者氏名】	常務取締役 広島主管支店長 関 裕二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月28日開催の当社第106回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 配当総額は162,249,608円

(2) 効力発生日

平成30年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその金額

別途積立金 900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 900,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としている。株式会社東京証券取引所に上場する当社としては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて投資単位の水準や株主様の権利にできる限り影響を及ぼすことがないよう、株式の併合をおこなうものである。

2. 株式併合する株式の種類及び割合

(1) 株式併合の種類及び割合

当社の発行する普通株式について、10株を1株の割合で併合し、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数に応じて分配する。

(2) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とする。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を40,000,000株から、4,000,000株に変更するものである。

(2) 同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第7条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものである。

(3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものである。

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、笹原直之を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 小郷伸洋氏に対し、当社における所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	15,347	32	0	(注)1	(注)3 可決(99.79%)
第2号議案	15,346	33	0	(注)2	(注)3 可決(99.79%)
第3号議案	15,348	31	0	(注)2	(注)3 可決(99.80%)
第4号議案 笹原 直之	15,346	33	0	(注)1	(注)3 可決(99.79%)
第5号議案	15,299	80	0	(注)1	(注)3 可決(99.48%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりである。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していない。

以上